

令和8年度

**歴史文化を活かしたまちづくり
活動補助事業
募集要項**

加西市教育委員会

1. 補助金の概要

加西市には歴史的な建物や史跡、天然記念物などの指定文化財だけでなく、昔ながらの町並みや農村の風景、古くから伝わる伝統行事などが暮らしの中に息づいています。これらは長い歴史の中で培われてきた文化財であり、加西市の歴史文化を後世に伝えるために欠かせないものです。

「加西市文化財保存活用地域計画」では、未指定の文化財を含むすべての文化財を「歴史文化遺産」として位置づけ、まちづくりへの積極的な活用を目指します。

この補助金は、地域の団体及び個人が歴史文化遺産を継承していく取組みにかかる経費の全部または一部を市教育委員会が補助することにより、地域主体のまちづくりを推進することを目的とするものです。

2. 補助金の内容

(1) 補助の対象となる事業の実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日までに完了する事業

(2) 補助対象者

自治会または地縁団体

ふるさと創造会議またはこれに属する活動団体（活動部会等）

文化財保存会・個人・企業・その他任意団体

3. 補助金の対象となる事業

①活用事業 地区内の歴史文化遺産を活用した事業

ア 地域の歴史文化遺産の調査・研究

イ 地域の歴史文化遺産を学ぶ機会の創出

ウ 地域の歴史文化遺産に関する計画立案や団体の立ち上げ

エ 地域の歴史文化遺産の修理・環境整備、用具の新調

オ 地域の歴史文化遺産の魅力の発信

カ 地域歴史文化遺産を活用した企画・ブランド創出

☆事業には必ず公開・公表など、市民への成果還元を組み込んで下さい。

※事業の事例は「別表1 参照」

②美化事業 地区内に所在する歴史文化遺産及び周辺の除草作業や清掃等

4. 補助金の額

①活用事業 上限10万円／団体（採択予定数：10団体程度）

②美化事業 上限 5千円／団体（採択予定数：30団体程度）

5. 補助対象経費

補助対象となる経費は下記のとおりです。

科 目	主な内容
謝金等	講師・協力者等への謝金
旅 費	外部講師等の交通費、市外への実演等の遠征費
印刷費	案内ちらし・ポスター印刷 冊子作製、展示パネル作成
需用費	活動資材、事業で消費する燃料代 衛生管理・感染症対策に伴う物品等
役務費	郵便費用、物品運搬費 ボランティア保険、イベント保険 専門家への執筆料、翻訳料、その他手数料
委託費	専門的な作業、会場設営料等
使用料	会場使用料、機材の借り上げ費
備品費	子供用祭礼具の購入 展示スペース設置に伴う展示ケース、パネル等 消火器等防災物品の購入
請負費	祭礼具（幟旗、提灯等）の修理・新調 歴史文化遺産の活動拠点化のための改修 防災・防犯改修
その他	事業実施にあたり必要と認められる経費

※団体の運営に必要な経費、人件費、食糧費などは対象外です。

6. 補助金の対象とならない事業

- ①歴史文化遺産の価値を貶めるまたは否定する事業、公序良俗に反する内容が含まれている事業
- ②同一団体の複数事業の申請、過去に補助を受けた同一内容の事業
- ③団体及び団体を構成する者の財産形成や営利を目的とする事業
- ④一般的な民俗行事・冠婚葬祭行事
- ⑤事業期間内に公開・公表・活用が伴わない事業
- ⑥飲食が主体となる祭礼・民俗行事
- ⑦開催場所が歴史文化遺産になっているだけの事業

⑧加西の歴史文化と直接関わりのない事業

⑨安全対策がなされていない事業

⑩政治活動や社寺等が主体となる宗教行事

7. 事業のながれ

事業の大まかな流れは、下図のとおりです。

時期（予定）	事業の流れ	書類の様式
令和8年 4月1日～	補助金申請書類の提出	様式第1号
	事業の審査	別記1-1 または 1-2 別記2 その他関係資料
審査完了後	交付決定	
交付決定通知書 受け取り後	事業の実施 ※事業内容の変更がある場合は、速やかに 連絡してください	※変更申請の提出
事業完了後 30 日 以内	実績報告書・補助金請求書の提出	様式第2号
	補助金額の確定・支払い	別記3 補助金請求書 その他関係資料

（1）補助金の交付申請

①募集期間 令和8年4月1日（水）～随時受付

②提出先 加西市教育委員会 生涯学習課

③問合せ先 加西市教育委員会 生涯学習課

加西市北条町横尾1000番地 加西市役所6階

電話：0790-42-8775

Mail：shogai@city.kasai.lg.jp

④提出書類 補助金交付申請書（様式第1号）

事業計画書（活用事業：別記1-1 美化事業：別記1-2）

収支予算書（別記2）

外注がある場合は、根拠となる見積書

団体の状況がわかるもの（組織概要、会則、規約など）

その他関係資料（事業の概要が分かる資料・写真等）

(2) 補助金の交付決定

提出された申請書を審査し、予算の範囲内で補助団体及び補助金額を決定し、補助金交付決定通知により通知します。

(3) 事業計画の変更

補助金の交付決定を受けた事業を中止、内容を変更する場合は、変更申請等の手続きが必要ですので、速やかに申し出てください。

(4) 事業の完了と補助金の支払い

事業完了後に実績報告書と補助金請求書を提出いただきます。

8. その他

申請書等の様式は、下記 QR コード先のホームページからダウンロードできます。



(別表1)

活用事業 事例	
ア 歴史文化遺産の調査・研究	
	地域の歴史文化遺産の調査・研究
	歴史文化遺産の撮影 歴史文化遺産に関する動画作成の公開 ドローン等による歴史文化遺産の空中撮影およびデータの活用
	歴史文化遺産の防災研究 地域の歴史文化遺産ハザードマップの作成 歴史文化遺産の退避計画等の検討・研修
イ 地域の歴史文化遺産を学ぶ機会の創出	
	歴史文化遺産を活用した講演会・講座の開催 地域内の歴史文化遺産を題材とした講演会や連続講座
	古文書の解読会や資料解説会の開催
	歴史ウォーク・見学会の開催 歴史文化遺産を巡るウォーキング 歴史文化遺産の一般公開 秘仏開帳に合わせたイベントの開催
	体験会・ワークショップの開催 歴史文化を追体験できる体験会の開催
	伝統文化の担い手やガイドの育成 伝統文化を継承する教室の開催 語り部養成講座など歴史文化を次世代に継承するための講座
	子ども向け見学メニュー・資料等の研究・作成
ウ 地域の歴史文化遺産に関する計画立案や団体の立ち上げ	
	歴史文化遺産に関する団体の立ち上げ 保存会・調査会・ガイド隊等の立ち上げに要する初期費用
	地域の歴史文化遺産に関する計画立案と計画の研究 歴史文化遺産の整備や活用の計画立案 活用方法の研究・研究会の開催
エ 地域の歴史文化遺産の修理・環境整備、用具の新調	
※修理・用具の新調は歴史文化遺産1件につき1回	

※事業期間内の公開・公表・活用が必要	
	解説看板の設置 歴史文化遺産を説明や誘導する看板の設置 歩く文化財パトロール 歩く文化財パトロールのルート検討・ルートマップの作成 美術工芸品の修理補修 村堂内の仏像の修復・台座の修復・防虫処理等 絵馬の修理・祭礼時に懸ける仏画の修理 石仏・石造物の修理 石仏・石造物の修理や覆い屋の設置 周辺環境の整備 伝統的に使用している神輿・屋台等の小修理 屋台・神輿・子ども神輿の小修理（1基につき1回のみ） 伝統的に使用している祭り装束の新調 法被等の新調（下着・履物は対象外） 伝統的に使用している祭礼備品の修理・新調 幟旗等の修理新調 祭り太鼓など楽器の修理新調・念仏講大数珠の修理新調 施設の修理 村堂等歴史文化遺産を活動拠点とするための修理・環境整備 祭礼を安全に執行するための修理（1施設につき1回のみ） 防犯・防災を目的とした施設の改修・整備 防犯を目的とした配電工事・建具の修理 施錠改修・格子戸の内張・防犯カメラ設置 消火器及び消防器具の設置 仏像移転に伴う移設先の改修 防災訓練の実施（1施設につき1回のみ）
オ 地域の歴史文化遺産の魅力を発信	
	歴史文化遺産のホームページ・SNS等の開設 地域資料館（スペース）の開設 継続的に歴史文化遺産の展示公開するブース等の開設（3年間以上の継続展示） 参加者や参加枠拡大のための祭礼・年中行事への付加的事業 祭礼や祭礼に伴う歴史遺産の公開等（案内看板の作成・解説資料の作成・音響機材の借り上げ）

	歴史文化遺産を活かしたイベントの開催 資料の展示会 地域の歴史文化遺産に関する芸術・文化の公開
	グッズ・商品等の開発・研究 材料となる歴史文化遺産のデータ採取 サンプルや試作品の作成 地域の歴史文化遺産にちなんだパッケージのデザイン ※必ずしも商品化する必要はありませんが、研究の成果報告の提出が必要

歴史 イーナ カサイ

【本事業のお問い合わせ先】

加西市教育委員会 生涯学習課

〒675-2395 加西市北条町横尾 1000 番地

TEL : 0790-42-8775

FAX : 0790-43-1803

E-mail : shogai@city.kasai.lg.jp